

山梨県公報

第二千六百五号

平成二十八年

五月十九日

木曜日

目次

道路の供用開始(三件)……………四三七

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………四三八

指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………四三八

土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………四三九

教育委員会

平成二十九年山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………四四一

公安委員会

技能検定員等審査の実施……………四四四

一般競争入札について……………四四五

告 示

山梨県告示第百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年六月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国 道	四一一号	北都留郡丹波山村字古寺四八三 五番の三地先から	五九・二	平成二十八年 五月十九日

北都留郡丹波山村字古寺四八三
五番の三地先まで

日

山梨県告示第百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年六月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	金山大月線	大月市賑岡町奥山字遅能戸道下 一〇七三番地先から 大月市賑岡町奥山字宮沢浅利川 右岸堤防敷地先まで	二六三・七	平成二十八年 五月十九日

山梨県告示第百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年六月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国 道	四一一号	北都留郡丹波山村字親川三九〇 〇番の一地先から 北都留郡丹波山村字親川三九〇	四六・四	平成二十八年 五月十九日

公 告

○番の一地先まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十八年五月十日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人ジヨブクリエイター
- 2 代表者の氏名 久保川 忠
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市野牛島千七百四十五番地三
- 4 定款に記載された目的

この法人は、障害者就労継続支援事業を行う団体、又は障害者就労作業所および就労意欲のある障害者、社会との絆を希求する就労可能な老人福祉施設の利用者及び団体、社会復帰を目指す個人に対して、その就労による成果物が社会に対し一層価値が認められ評価され、それにより社会との共生と絆、就労機会の増大と、就労条件の向上が期待できるようその成果物の販売政策、流通政策、製品開発に関する調査、企画提案、実施の営業並びに支援事業を行い、自らの支援事業所の運営により得た知見を広く他と共有し、もって福祉の増進、経済活動の活性化、雇用機会の拡充等に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年五月十一日から同年七月十日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十八年五月九日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人風の道塾
- 2 代表者の氏名 宮野 のり子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市松山千六百六十四番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、人と犬・猫とのよりよい関係と、人と犬・猫との生活環境及び人畜共通伝染病の問題を考究し、人と犬・猫とが生活ルールを守り共存できるようにするための啓蒙運動、並びに、エコロジィ、遺伝子レベルでの病気の予知・予防とサステイナブルライフを学ぶための啓蒙運動を実施し、もって広く国民の健康生活及び福祉の増進に寄与し、日本の未来に貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年五月十二日から同年七月十一日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したため、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年五月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町初鹿野字小林四二〇四（次の図に示す部分に限る。）	有賀孝定
甲州市大和町初鹿野字柵澤四一四七	根津秀子
甲州市大和町初鹿野字中沢四一五二、四一五六の一、四一六〇、字柵澤四一三八、四一五〇	手塚武寿
甲州市大和町日影字古部土地六〇〇の一、六〇〇の三、六〇〇の六	小林慶彦

甲州市大和町日影字芝ノ尻六一の一、六三二の二有賀誠	
甲州市大和町日影字芝ノ尻六三二の一、字大足六七二の四	佐藤藤太郎
甲州市大和町日影字芝ノ尻六三三の三	伊藤袈裟雄
甲州市大和町日影字芝ノ尻六三三の五	坂本久太郎

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲州市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十八年三月二十四日山梨県告示第百一號

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年五月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

通知の相手方

甲州市塩山一ノ瀬高橋字中山二一、四二	古屋權左五門、藤原包茂
--------------------	-------------

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲州市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十八年三月三十一日山梨県告示第百三十二号

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、小曲土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十八年五月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	石原 達男	甲府市小曲町三五二二	平成二十七年十二月二十日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
-----	----	-----	-------

同	広瀬 和人	甲府市和戸町二百二十五番地同	同
同	関野 登	甲府市上町千六百十九番地一	同
同	遠藤 武	甲府市西油川町二百九十五番地	同
監事	土屋 直	甲府市川田町五百三十二番地同	同
同	青柳 栄一	笛吹市石和町唐柏九十八番地同	同
同	川手 滋郎	笛吹市石和町広瀬九百七十五番地	同

教育委員会

● 平成二十九年山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
 平成二十九年山梨県公立高等学校（甲陵高等学校）は、別途北杜市教育委員会が定める（入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。
 平成二十八年五月十九日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

全日制の課程における前期募集

一 実施校

すべての高等学校、学科において前期募集を実施する。

二 募集人員

前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が定める。

- 1 普通科については、募集定員の四〇％以内
- 2 理数科、英語科、文理科、英語理数科、探究科（以下「専門教育学科」といふ。）については、募集定員の四〇％以内
- 3 職業に関する学科については、募集定員の五〇％以内
- 4 総合学科については、募集定員の五〇％以内

三 出願資格

- 1 前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。
 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を平成二十九年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者
 2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者
- 四 出願の制限
 出願は、一人一校、一学科に限る。
- 五 出願期間
 平成二十九年一月十九日（木）（一括受付）、同月二十日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月二十三日（月）の午前九時から正午まで
- 六 検査
 1 検査方法
 面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。
 2 検査期日
 平成二十九年二月二日（木）及び同月三日（金）
- 七 選抜方法
 各高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動及び生活状況に関する所見、面接及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。
- 八 入学許可予定者の内定
 各高等学校長は、平成二十九年二月九日（木）午前十一時から午後四時までの間に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。
- 九 入学許可予定者の発表
 全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。
- 一 募集人員
 後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。
- 二 出願資格
 後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。
 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は平成二十九年三月に卒業する見込みの者

<p>2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成二十九年三月に修了する見込みの者</p> <p>3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は平成二十九年三月に修了する見込みの者</p> <p>4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成二十九年三月に修了する見込みの者</p> <p>5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者</p> <p>6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者</p> <p>7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>三 出願の制限</p> <p>1 出願は、一人一校とする。</p> <p>2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。</p> <p>3 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。</p> <p>4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・普通科と専門教育学科・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科・都留興譲館高等学校の普通科と工業科 <p>5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>四 出願期間</p> <p>平成二十九年二月二十日（月）（一括受付）、同月二十一日（火）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（水）の午前九時から正午まで</p> <p>五 学力検査</p> <p>1 検査教科及び配点</p> <p>ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。</p>	<p>イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。</p> <p>2 検査期日</p> <p>平成二十九年三月七日（火）</p> <p>3 検査時間</p> <p>国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。</p> <p>六 選抜方法</p> <p>1 調査書の記録及び学力検査の成績を総合判定し、選抜する。</p> <p>2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。</p> <p>七 入学許可予定者の発表</p> <p>平成二十九年三月十四日（火）の午前十一時</p> <p>全日制の課程における再募集</p> <p>一 実施校</p> <p>入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。</p> <p>二 出願資格</p> <p>再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。</p> <p>三 出願の制限</p> <p>1 出願は、一人一校とする。</p> <p>2 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。</p> <p>3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・普通科と専門教育学科・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科・都留興譲館高等学校の普通科と工業科 <p>4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>四 出願期間</p>
---	---

平成二十九年三月十四日（火）の午後一時から午後四時まで、同月十五日（水）の午前九時から午後四時まで及び同月十六日（木）の午前九時から正午まで

五 検査

1 検査方法

面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。

2 検査期日

平成二十九年三月十七日（金）

六 選抜方法

学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果並びに作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表

平成二十九年三月二十二日（水）の午前十一時

定時制の課程における入学者選抜

一 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

二 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。

3 全日制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

4 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

三 出願期間

平成二十九年二月二十日（月）（一括受付）、同月二十一日（火）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（水）の午前九時から正午まで

四 検査

1 検査方法

学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。

3 検査期日

平成二十九年三月七日（火）及び三月八日（水）

4 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

五 選抜方法

調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

六 入学許可予定者の発表

平成二十九年三月十四日（火）の午前十一時

定時制の課程における再募集

一 実施校

定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程及び特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。

3 通信制の課程と併願することはできない。

4 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十九年三月十七日（金）、同月二十一日（火）、同月二十二日（水）の午前九時から午後四時まで及び同月二十三日（木）の午前九時から正午まで

五 検査

1 検査方法

再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科

検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。

3 検査期日

平成二十九年三月二十四日（金）

六 選抜方法

調査書の記録、再募集に当たっての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、

七 入学許可予定者の発表
 平成二十九年三月二十八日(火)の午前十一時
 実施要項
 詳細については、別に定める「平成二十九年山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施
 道路交通法(昭和三十五年法律第五五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。
 平成二十八年五月十九日

山梨県公安委員会
 委員長 赤岡利行

- 一 審査の種類
- 1 技能検定員審査
 - 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。)及び大型自動車第二種免許等(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。)に係る各技能検定員審査
 - 2 教習指導員審査
 - 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査
 - 二 審査日時及び場所
 - 1 審査日時
 - 平成二十八年六月二十一日(火)、六月二十三日(木)及び六月二十四日(金)の午前九時から午後五時まで
 - 2 審査場所
 - 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
 - 三 受付期間及び場所

- 1 期間
 - 平成二十八年六月六日(月)から平成二十八年六月十三日(月)まで
- 2 場所
 - 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係
- 四 審査内容
 - 1 技能検定員審査
 - 技能検定に関する技能及び知識
 - 2 教習指導員審査
 - 教習に関する技能及び知識
- 五 審査手数料
 - 1 技能検定員審査
 - (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万三千四百五十円
 - (二) 普通自動車免許 一万九千六百五十円
 - (三) 特定第一種運転免許 一万四千五百円
 - (四) 大型自動車第二種免許等 二万七千七百円
 - 2 教習指導員審査
 - (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万四千九百五十円
 - (二) 普通自動車免許 一万千八百円
 - (三) 特定第一種運転免許 九千四百円
 - (四) 大型自動車第二種免許等 一万二千七百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他
 - 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。
 - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す

るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年五月十九日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 交通情報総合管理システム

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十九年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部企画課

三 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十八年山梨県告示第百二十五号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によるこ

ととされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

(一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
(四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から平成二十八年六月二日(木)まで(山梨県の休日
を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」
という。)を除く。)
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部交通部交通企画課
- 五 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十八年五月二十六日(木)まで
の日(県の休日を除く。)(の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、
四の3に掲げる場所において直接交付する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十八年六月二十八日(火)午後二時
(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館五階五〇二会議室
- 4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所
平成二十八年六月二十四日(金)午後五時までに山梨県警察本部交通部交通企画
課交通事故分析担当(郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番
一号)に必着すること。
- 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の
八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端
数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る
課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百八分の
百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、
入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者
の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規
則」という。)(第五百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部
長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定
価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
言語 日本語
(二)(-) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納

- めなければならぬ。ただし、規則第八条の二の規定に該当する者は、これを免
除する。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
めなければならぬ。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免
除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 前払金の有無 無
 - 6 契約書作成の要否 要
 - 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる
契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七
年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契
約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除することがある。
 - 8 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさな
かつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責
めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三)(二) 問合せ先 山梨県警察本部交通部交通企画課電話〇五五 一一一 〇一一〇
 - (三) Summary
 - 1 Nature and quantity of the products to be procured
General Management System for Traffic Information, 1 Set
 - 2 Date and time for tender
2:00PM June 28, 2016
 - 3 Bureau in charge
Traffic Planning Division, Traffic Department,
Yamanashi Prefectural Police Headquarters
6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan
TEL 055-221-0110

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番